

届出受理医療機関一覧表

処理年月日
[令和 8年 8月11日 から 令和 8年 9月10日 歯科]

令和 8年 9月10日作成 1 頁

医 療 機 関 番 号	医 療 機 関 名 称	医 療 機 関 所 在 地	病床数	受 理 内 容
01,0167,8 甲歯167	望月歯科医院	〒400-0858 甲府市相生二丁目3ー4		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5 （歯外在ベⅠ注）第207号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
01,0195,9 甲歯195	原歯科医院	〒400-0857 甲府市幸町6ー15		歯科技工所ベニスアップ支援料 （歯技ベ）第245号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
01,3000,8 甲歯3000	たむデンタルクリニック	〒400-0046 甲府市下石田2丁目1ー20		口腔粘膜処置 （口腔粘膜）第187号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 レーザー機器加算 （手光機）第183号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第230号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
01,3003,2 甲歯3003	とざわデンタルオフィス	〒400-0025 甲府市朝日2ー16ー16		光学印象 （光印象）第101号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
01,3027,1 甲歯3027	甲府向町歯科	〒400-0813 甲府市向町290番地3 n a n a h o W O O D T E R R A C E 1階 C号室		歯科技工所ベニスアップ支援料 （歯技ベ）第244号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日
[令和 8年 8月11日 から 令和 8年 9月10日 歯科]

令和 8年 9月10日作成 2 頁

医 療 機 関 番 号	医 療 機 関 名 称	医 療 機 関 所 在 地	病床数	受 理 内 容
01,3039,6 甲歯3039	なごみ歯科	〒400-0836 甲府市小瀬町 1 1 4 3 - 3		電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2 （歯医 D X 2）第143号 初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準 （歯初診）第500号 歯科外来診療医療安全対策加算 1 （外安全 1）第545号 歯科外来診療感染対策加算 1 （外感染 1）第550号 歯科治療時医療管理料 （医管）第218号 特別管理加算 （特管）第15号 口腔機能実地指導料 （口実地）第133号 在宅患者歯科治療時医療管理料 （在歯管）第77号 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注 6 の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注21に規定する在宅医療 D X 情報活用加算 （在宅 D X）第32号 歯科訪問診療料の注16に規定する基準 （歯訪診）第364号 歯科口腔リハビリテーション料 2 （歯リハ 2）第60号 手術用顕微鏡加算 （手顕微加）第78号 口腔粘膜処置 （口腔粘膜）第188号 歯科技工士連携加算 2 （歯技連 2）第94号 光学印象 （光印象）第99号 C A D／C A M 冠及び C A D／C A M インレー （歯 C A D）第447号 歯根端切除手術の注 3 （根切顕微）第72号 口腔粘膜血管腫凝固術 （口血凝）第26号 レーザー機器加算 （手光機）第184号 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第773号
02,0019,9 山歯19	矢崎歯科医院	〒405-0025 山梨市一町田中 8		歯科技工所ベニスアップ支援料 （歯技ベ）第242号

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 8月11日 から 令和 8年 9月10日 歯科]

令和 8年 9月10日作成 3 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受 理 内 容
07,0057,8 南歯57	ゆう歯科クリニック	〒409-2103 南巨摩郡南部町万沢字上 越渡1 3 2 6－1 0		口腔機能実地指導料 （口実地）第131号 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注21に規定する在宅医療 DX情報活用加算 （在宅DX）第31号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
08,3008,6 中歯3008	甲府昭和ファミリー歯科	〒409-3866 中巨摩郡昭和町西条4 3 3 0－1		電子的歯科診療情報連携体制整備加算2 （歯医DX2）第142号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 初診料（歯科）の注1に掲げる基準 （歯初診）第499号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第544号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科外来診療感染対策加算1 （外感染1）第549号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科治療時医療管理料 （医管）第217号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 口腔機能実地指導料 （口実地）第132号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 在宅患者歯科治療時医療管理料 （在歯管）第76号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科訪問診療料の注16に規定する基準 （歯訪診）第363号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 手術用顕微鏡加算 （手顕微加）第77号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー （歯CAD）第446号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯根端切除手術の注3 （根切顕微）第71号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第772号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
09,0030,1 韭歯30	堀内歯科医院	〒407-0001 韭崎市藤井町駒井2 7 5 6－1		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第235号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
09,1041,7 韭歯1041	にこにこクリニック HIRO歯科	〒407-0033 韭崎市龍岡町下條南割1 0 4 5 番地		歯科口腔リハビリテーション料2 （歯リハ2）第61号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
13,0036,0 都歯36	藤久保歯科医院	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船 津2 1 6 2		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第232号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
16,0014,0 南市歯14	望月歯科	〒400-0412 南アルプス市東南湖7 0 6		光学印象 （光印象）第100号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 8月11日 から 令和 8年 9月10日 歯科]

令和 8年 9月10日作成 4 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受 理 内 容
17,3007,9 甲斐歯3007	医療法人スキャンジナビ ア会 クリニックささ もと歯科	〒400-0115 甲斐市篠原 2 2 - 1		歯科技工士連携加算 2 (歯技連 2) 第95号 光学印象 (光印象) 第103号 C A D / C A M冠及びC A D / C A Mインレー (歯C A D) 第448号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
18,0013,8 笹歯13	茂手木歯科医院	〒406-0031 笹吹市石和町市部 2 5 1		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5 (歯外在ベ I 注) 第210号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
18,0019,5 笹歯19	おぎの歯科・矯正歯科 クリニック	〒406-0021 笹吹市石和町松本 4 1 - 3		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5 (歯外在ベ I 注) 第209号 歯科技工所ベースアップ支援料 (歯技ベ) 第243号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
18,3002,8 笹歯3002	石倉歯科医院	〒406-0031 笹吹市石和町市部 7 8 9 - 8 7		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (歯外在ベ I) 第231号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
19,0006,0 北杜歯6	藤巻歯科医院	〒408-0114 北杜市須玉町藤田 7 2 2 - 3		歯科技工所ベースアップ支援料 (歯技ベ) 第246号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
19,0011,0 北杜歯11	小林歯科医院	〒408-0017 北杜市高根町五町田字大 坪 5 6 6 - 1		光学印象 (光印象) 第102号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
20,3006,5 上歯3006	医療法人松寿会 盛池 歯科クリニック	〒409-0112 上野原市上野原 1 3 6 4 番地 1		歯科治療時医療管理料 (医管) 第219号 在宅患者歯科治療時医療管理料 (在歯管) 第78号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
20,3007,3 上歯3007	細川歯科医院	〒409-0112 上野原市上野原 4 1 1 3 - 1		電子的歯科診療情報連携体制整備加算 I (歯医 D X I) 第30号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
22,3001,2 甲州歯3001	若月デンタルクリニッ ク	〒404-0047 甲州市塩山三日市場 1 9 6 5 番		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5 (歯外在ベ I 注) 第208号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日
23,0011,2 中央歯11	三井歯科医院	〒409-3841 中央市布施 2 1 0 1 - 2		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (歯外在ベ I) 第234号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 8月11日 から 令和 8年 9月10日 歯科]

令和 8年 9月10日作成 5 頁

医 療 機 関 番 号	医 療 機 関 名 称	医 療 機 関 所 在 地	病床数	受 理 内 容
23,3004,4 中央歯3004	M e 矯正歯科クリニッ ク	〒409-3815 中央市成島1 3 9 2 番 2		初診料（歯科）の注1に掲げる基準 （歯初診）第501号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第546号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科外来診療感染対策加算1 （外感染1）第551号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 歯科矯正診断料 （矯診）第26号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における 歯科矯正に係るもの） （顎診）第8号 算定開始年月日：令和 8年 9月 1日